

四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託
プロポーザル審査要領

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2 プロポーザル審査

「四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託プロポーザル実施要領」における参加資格要件を満たし、提出された企画提案書が「四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託企画提案書作成要領」に適合する応募者について、以下のとおり応募者へのヒアリングを実施する。詳細（会場、時間等）については、参加資格審査結果の通知と同時に電子メール及び郵送にて連絡する。

- (1) 応募者からの説明（15分程度）
- (2) 応募者への質問（20分程度）
- (3) 出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる配置予定者が出席する。
- (4) 補足資料の配布及び使用は、認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は、提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は、事前連絡の上、基本的に応募者にて準備すること。なお、機材の設置、撤収に要する時間は、説明時間を含めるものとし、必ず時間内に終わらせること。

3 審査方法

四日市市が設置した「四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託プロポーザル審査委員会」において、各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の得点を合計した総合得点の最も高い応募者を「受託候補者」、その次に総合得点の高い参加者を「次点候補者」として特定する。

なお、各々について、同点の場合は、委員長が決定する。

4 審査基準

「四日市市ファミリー・サポート・センター事業業務委託プロポーザル審査委員会」が、厳正な審査を行い選定する（合計600点）。ただし、合計得点が360点以上となる応募者がいない場合は、受託候補者なしとする。